

◎ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第二号）の特例の読替表【第一条関係】

	（基本的項目）	（基本的項目）
2 一 （略） （略）	第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剩余金の配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。	第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剩余金の配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されてゐるその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。
2 一 （略） （略）	（読替前）	（読替後）

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

2
一〇六
(略)
(略)

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）、その他の有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

2
一〇六
(略)
(略)

◎ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第三号）の特例の読み替表【第二条関係】

	（基本的項目）	（基本的項目）
2 一 （略）	第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剩余金の配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。	第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剩余金の配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。
2 一 （略）	（読み替前）	（読み替後）

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

2
一〇六
(略)
(略)

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）、その他の有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

2
一〇六
(略)
(略)

◎ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成

十年大金融監督省告示第十五号）の特例の読み替表【第三条関係】

読み替後

（命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十七条第二項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号。次条第一項において「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）の合計額とする。

読み替前

（命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十七条第二項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）の合計額とする。

(命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整)

第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等（法第十一條の四第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（特例告示第一條の規定により読み替えて適用する告示第十二條に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十三條に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額とする。

2
(略)

(命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整)

第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等（法第十一條の四第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（告示第十二條に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十三條に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額とする。

2
(略)

◎ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十年大金融監督省告示第十九号）の特例の読み替表【第四条関係】

読み替後	読み替前
<p>（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第二項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号。次条第一項において「特例告示」という。）第二条の規定により読み替えて適用する漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。）の合</p>	<p>（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第二項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>

計額とする。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整)

第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（特例告示第二条の規定により読み替えて適用する告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。

2
(略)

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整)

第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。

2
(略)

◎ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年農林水産省告示第二十号）の特例の読み替
表【第五条関係】

読み替後	読み替前
<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号）第一条の規定により読み替えて適用する農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号）第四条第一項二号）第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号）第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。</p>

◎ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年農林水産省告示第二十一号）の特例の読み替表

【第六条関係】

読み替後

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十四条の二第二項に規定する水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号）第二条の規定により読み替えて適用する漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号）第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。

読み替前

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十四条の二第二項に規定する水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号）第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。

◎ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁告示第四号）の特例の読み替表【第七条関係】

（定義）	読み替 前	読み替 後
<p>第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号）第一条の規定により読み替えて適用する農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号）第一条の規定により読み替えて適用する農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>

◎ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年農林水産省告示第五号）の特例の読み替表【第八条関係】

（定義）	読み替 前	読み替 後
<p>第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号）第二条の規定により読み替えて適用する漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>第一条 この告示において使用する用語は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十三号）第二条の規定により読み替えて適用する漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>